

「文の京」の区民憲章 最終報告素案

前文

私たちのまち文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが、良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、わたしたちは、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し地域の課題を解決する、住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、この条例を定めて、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現のため文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

第1章 総則

〔1-1 目的〕

この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方及び、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の権利と役割ならびに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定め、豊かな地域社会を実現することを目的とします。

〔1-2 定義〕

【各主体】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。

【区民】

区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。

【地域活動団体】

地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいいます。

【非営利活動団体】

社会的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、上記以外の非営利活動団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。

【事業者】

区内において、事業活動を行うものをいいます。

【区】

区議会及び執行機関により構成される団体をいいます。

【協働・協治】

公共的な課題に対しては、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の社会資源を有効に活用しながら解決を図る社会のあり方をいいます。

【社会資源】

区民活動を推進するために必要な資源で、情報、人材、場所、資金、技術などをいいます。

第2章 基本原理

第1節 自治の理念

〔2-1-1 協働・協治〕

各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあいながら地域社会の課題の解決をともに図ります。

第2節 基本原則

〔2-2-1 参画と協力〕

各主体は、地域社会の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。

〔2-2-2 情報共有の原則〕

各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する公共的な課題を解決する活動に関する情報を共有化することを基本とします。

〔2-2-3 対等な立場の尊重〕

各主体は、豊かな社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、まちづくりや地域社会の課題を解決する活動を担います。

〔2-2-4 自己決定・自己責任の原則〕

各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。

第3章 区民等の権利、責務

第1節 区民の権利、責務

〔3-1-1 区民の権利〕

区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
区民は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

〔3-1-2 区民の責務〕

区民は、公共的な課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。
区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

第2節 地域活動団体の権利、責務

〔3-2-1 地域活動団体の権利〕

地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
地域活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

〔 3 - 2 - 2 地域活動団体の責務 〕

地域活動団体は、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。
地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

第 3 節 非営利活動団体の権利、責務

〔 3 - 3 - 1 非営利活動団体の権利 〕

非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
非営利活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

〔 3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務 〕

非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、まちづくりや地域社会の課題の解決に取り組みます。
非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

第 4 節 事業者の権利、責務

〔 3 - 4 - 1 事業者の権利 〕

事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
事業者は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

〔 3 - 4 - 2 事業者の責務 〕

事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。
事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。

第 4 章 区の責務

〔 4 - 1 区の基本的役割 〕

区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。
区は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である地方自治の本旨の実現を図ります。
区は、持続可能で健全な区政運営を図ります。

〔 4 - 2 保証役としての役割 〕

区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、公共的サービス水準の設定や区民等の活動を支援することを通して、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。

〔 4 - 3 調整者としての役割 〕

区は、必要に応じて、区民等との調整・調停を行う役割を担います。

〔 4 - 4 地域の担い手の支援 〕

区は、区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、地域社会に関心を持ち、公共的な課題の解決に参画する人々や団体が自主的に活動できるように支援します。

第5章 区議会の責務
第1節 区議会の責務
〔5-1-1 区議会の責務〕 区議会は、直接選挙により区民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。
〔5-1-2 区民の意思の集約〕 区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を掌握し、その意思を反映するよう努めます。
〔5-1-3 区議会への区民参画〕 区議会は、区議会への区民参加、区民等と議員との直接対話の場の提供や、わかりやすく開かれた議会運営をめざします。 区議会は、政策論議の充実、審議方法の改善を行い、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。
第2節 区議会議員の責務
〔5-2-1 区議会議員の責務〕 区議会議員は、住民からの信託を自覚し、政策立案能力や審議能力の向上に努め、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。 区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。
第6章 執行機関の責務
〔6-1 執行機関の責務〕 執行機関は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。 執行機関の補助機関は、常に簡素で機能的かつ柔軟な組織を目指します。
〔6-2 区長の責務〕 区長は、区民の信託に応え、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。 区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。 区長は、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。
〔6-3 区職員の責務〕 区の職員は全体の奉仕者として、協働・協治の社会の実現に向けて積極的に職務を遂行します。

第7章 協働・協治
第1節 情報の公開
〔7-1-1 区政に関する情報の公開〕 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区民等の行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、区民等の区政への参画の促進を図り、区民等との信頼関係のもとに公正で開かれた区政を実現するために、個人情報保護に配慮しつつ、区政に関する情報を積極的に公開します。
〔7-1-2 区の説明責任〕 区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。
〔7-1-3 区民等の情報公開〕 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報保護に配慮しつつ、その公開に努めます。
〔7-1-4 区民等の説明責任〕 区民等は、自らが行う公共的な活動について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。
第2節 参画
〔7-2-1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画〕 区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、区民等の参画を図ります。
〔7-2-2 区への提案制度〕 区は、区民等が区政に関して提案できるしくみをつくり、適切に対応します。
〔7-2-3 各主体相互の活動への参画〕 区民等は、地域社会の課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。 区は、区民等が相互に活動に参画し合えるようなしくみをつくりま。
第3節 意思の表明
〔7-3-1 区の政策等の周知〕 区は、区政の基本的な指針や政策について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知します。
〔7-3-2 パブリック・コメント〕 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができます。 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する考え方を公表しなければなりません。

〔 7 - 3 - 3 住民投票 〕

区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。
住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第 4 節 協働・協治の推進体制

〔 7 - 4 - 1 各主体の社会資源の活用等 〕

各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。

〔 7 - 4 - 2 区外の人々との連携・協力 〕

各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関などと、積極的に連携・協力します。

〔 7 - 4 - 3 協働・協治推進のしくみ 〕

区は、区民等とともに協働・協治の推進のしくみをつくります。

〔 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務 〕

区は、他の条例の制定や政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。